

# 福生市行政改革大綱 (第6次)

**変化に対応できる行財政運営**



**行政改革大綱推進期間**

平成27年度

平成31年度

27

28

29

30

31

平成27年 3月

福 生 市

## はじめに

福生市は、昭和 62 年に最初の行政改革大綱を策定して以来、25 年以上の長きにわたり行政改革を推進してきました。

この間、公立保育園の民営化や民間活力による指定管理者制度の導入、職員定数の削減や職員給与の適正化など、行政改革に一定の成果をあげることができました。

しかし、バブル経済の崩壊、インターネットの普及による情報化社会の到来、少子高齢化の進展、リーマンショックによる世界的経済不況、東日本大震災の発生など、様々な社会環境の変化により市民ニーズは大きく変化し、それに合わせ行政も変化することが求められました。

団塊の世代が 75 歳に到達する「2025 年問題」と言われる超高齢社会の到来や、少子化に伴う人口減少対策、公共施設の老朽化対策など、今後行政が対応しなければならぬ課題は多様化・複雑化しています。

このようなことから、今後の様々な変化や問題に的確に対応し、行政改革をより一層推進するために、基本理念を「変化に対応できる行財政運営」とし、福生市行政改革大綱（第 6 次）を策定しました。

今後は、この大綱に基づき各推進分野を着実に推進し、社会状況や時代の変化に適切に対応してまいります。

そして、今後とも市民の皆様にご満足いただける市民サービスを提供できるよう、職員一同、一丸となって全力で行政改革に取り組んでまいります。

最後に、本大綱の策定にあたりまして、福生市行政改革推進委員会委員の皆様より、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきましたことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

福生市長 加藤 育男

# 目次

第1章 福生市における行政改革の考え方と目的について	3
1. 社会状況の変化と福生市	3
2. 定住化対策について	3
3. 新公会計制度と公共施設等総合管理計画について	4
4. 行政評価について	4
5. 行政改革の目的	5
第2章 これまでの行政改革の取り組み	6
第3章 推進期間	9
第4章 福生市の財政	10
1. 歳入	11
2. 歳出	16
3. 財政指数	20
第5章 第6次行政改革大綱の理念と目標	24
第6章 推進分野と推進項目	26
1. 行政課題に的確に対応できる体制の構築	27
2. 健全な財政運営の維持	28
3. 効果・効率的な事務事業の実施	30
4. 多様な担い手との連携強化	31
5. 人材育成の推進	32
第7章 大綱の推進について	33
1. 推進体制	33
2. 推進計画	34
第8章 資料	35
1. 用語の解説	35
2. 条例・規程	39

# 第1章 福生市における行政改革の考え方と目的について

## 1. 社会状況の変化と福生市

少子高齢化のさらなる進展、住民の価値観の多様化、国・自治体の財政悪化等、地方自治体を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、これに伴い、行政にもコスト意識の向上が求められています。

さらに、平成24年に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故<sup>※</sup>をきっかけに、高度経済成長期<sup>※</sup>に整備された建築物等の老朽化問題が浮き彫りとなり、公共施設の適切なマネジメント<sup>※</sup>が大きな課題となっています。福生市においては、高度経済成長期の終わり（昭和48年1月）に日米間で実施が合意された「関東平野空軍施設整理統合計画（KPCP）」<sup>※</sup>に伴い、昭和50年前後に防衛省補助金を活用した公共施設が多く建設されたため、これらの施設等の老朽化が課題となっています。

また、平成25年3月、国立社会保障・人口問題研究所<sup>※</sup>が、「平成52年（2040年）における人口は、約7割の自治体で平成22年に比べ2割以上減少する」という推計を発表し、人口減少が進む地方自治体に少なからず衝撃を与えました。

福生市は、東京都内でいち早く人口減少が始まった市のひとつであり、この問題について速やかに対応する必要があります。

## 2. 定住化対策について

定住化対策は、福生市の喫緊かつ最大の課題となっています。

平成25年度に実施した「まちづくり総合活性化研究」では、まちを構成する重要な要素である「土地利用」「交通」「社会インフラ<sup>※</sup>」「産業」の分野を抽出し、その政策により「将来人口」がどのように変化するのかを研究しました。

また、平成26年度には、定住化対策の基本的な考え方を「子育て世代の転出抑制、転入促進」「生産年齢人口<sup>※</sup>期の健康促進」「高齢者の介護予防、健康維持」とし、「住宅施策」「福祉保健施策」「教育施策」「生活安全施策」「産業観光施策」の5つのジャンルにおいて、取り組むべき施策の目標を定め、定住化対策に資する事業を進めています。

なお、行政改革においても、この定住化対策の基本的な考え方との整合性を図る必要があります。

### 3. 新公会計制度と公共施設等総合管理計画について

今後の行政改革において、重要な役割を果たすものと考えられるのが「新公会計制度」<sup>※</sup>です。

これまでの一般的な地方自治体の財務マネジメントは、現金主義<sup>※</sup>に基づいた方法で行われており、予算の執行状況はわかるものの、企業会計のように経営状況を示す有効な指標がありませんでした。

新公会計制度のもとでは、本格的な複式簿記<sup>※</sup>・発生主義<sup>※</sup>の導入により、道路や公共施設等のストック情報<sup>※</sup>や減価償却<sup>※</sup>による現金支出を伴わない費用等も明示されることとなり、事業ごとにフルコスト<sup>※</sup>が把握される等、的確な財務マネジメントが可能となります。

したがって、新公会計制度の導入は、事業評価にフルコスト等の各種情報を反映することにより、評価手法がより広がり、今後の行政改革に資するものと考えます。

また、国は、公共施設等の総合かつ計画的な管理のために、「公共施設等総合管理計画」<sup>※</sup>の策定を地方自治体に求めています。

現在、福生市でも多くの公共施設が老朽化しており、今後の人口減少や人口構造の変化等を考慮すると、それに伴って利用需要も変化するものと推測されるため、総合かつ計画的に更新・長寿命化等を行う必要があります。

行政改革を推進するうえで、維持コストが大きい公共施設等について適正な運営をしていくということは大変重要な課題と言えます。市が所有する資産をより正確に把握し、適正な運用の方針を定めるため「公共施設等総合管理計画」を策定します。

### 4. 行政評価<sup>※</sup>について

行政を取り巻く環境が変化する中で、これまで実施してきた施策や事務事業にも変化が生じていくものと考えられます。また、前述したとおり、新公会計制度の導入に伴い、施策や事務事業の評価方法を見直す必要性があります。

今後の行政改革においては、事務事業等の評価方法や成果指標等の見直し、また、それに伴う事務事業の修正等に重点を置く機会が増えることが予想されます。

このような、変化が多い状況であるからこそ、恒常的な業務、あるいは継続して実施している基礎的な事務事業等を着実に実施し、足元を固めなければなりません。

限られた財源を最大限に活用するためにも、常に適正な行政評価を実施し、市民に信頼

される行政運営を推進していくことが重要です。

## 5. 行政改革の目的

市民ニーズだけでなく社会状況も大きく変化し続ける中で、行政は自らの責任において、時代の変化に的確に対応できるよう体力をさらに強化し、市民、市民活動団体、企業等の多様な担い手との連携を深め、個性的で魅力ある地域社会の構築を図らなければなりません。

行政改革の主な目的は、行政サービスに対する市民満足度の向上です。

満足度向上のために、市民ニーズを的確に把握し、必要なサービスを最小の経費で最大の効果をもって提供することが肝要です。そのために現行の施策、組織、制度、運営等、行政の全般にわたって、常に改善していくことが行政改革であると考えます。

本大綱は、福生市における今後の行政改革についての基本的な考え方を定め、市民の皆様に、よりご満足いただける行政サービスを提供することを目的としています。

## 第2章 これまでの行政改革の取り組み

福生市は、これまでも社会の変化や新たな課題に対応するために、様々な行政改革を進めてきました。

行政改革の歩みは、昭和60年に議員及び市民の代表による「福生市行政改革審議会」と庁内組織である「福生市行政改革推進本部」が発足して検討を行い、昭和62年3月に「福生市行政改革大綱」が策定されました。その後、平成8年10月に第2次行政改革大綱（平成8年度～12年度）が策定されましたが、平成12年4月に地方分権一括法<sup>※</sup>が施行され、地方自治体の創意工夫と自己責任に基づく行政運営が求められるようになり、行政を取り巻く環境は大きく変わりました。これを受け平成13年3月に策定された第3次行政改革大綱（平成13年度～17年度）では、地方分権に対応できる地方自治体の変革に取り組みました。その後、第4次行政改革大綱（平成18年度～21年度）においては、「自立した自治体の確立を目指して」を目標に行政改革に取り組み、民間活力の導入や公立保育園民営化等を積極的に進めました。

そして第5次行政改革大綱（平成22年度～26年度）では第4次の理念を引き継ぎ、さらに自らが定めた規範に従い、それまでの枠にとらわれることなく自己決定・自己責任のもとに行動し、新たな価値を創造する行政運営を目指し、「自律した自治体の確立」を目標に掲げ行政改革を推進しました。

その結果、指定管理者制度<sup>※</sup>を活用するなどして、財政の健全化を達成することができました。

なお、第5次行政改革大綱のもとで推進した取組みと、指定管理者制度が導入された施設については、次のとおりです。

## 第5次行政改革大綱のもと推進した主な取組み

年度	実施項目	内 容
23年度	下水道使用料の見直し	排出量 10,000 m <sup>3</sup> を超える分の使用料金単価 290 円/m <sup>3</sup> から 335 円/m <sup>3</sup> (15.5%増)に改定した。
	公金の納付方法の拡大を図った	市税及び国民健康保険税の納付方法をコンビニエンスストア店頭での納付、携帯電話を使ったモバイルレジ収納の導入により、納付方法の拡大を図り、市民サービスの向上を図った。
	次世代モビリティ活用モデル事業	補助金(地域温暖化対策等推進区市町村補助金、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金)を活用し、次世代モビリティモデル事業を実施した。
	福生野球場通年利用及び冬季夜間利用の実施	福生野球場の通年利用及び冬期夜間使用を実施した。
24年度	「地域ポータルサイト」広告料の確保	地域ポータルサイト開設に伴い、ポータルサイト上へのバナー広告を募集し、広告料収入を確保した。
	小中学校の電力契約の変更	市立小中学校10校の電力契約において、特定規模電気事業者(PPS)を含めて一般競争入札とし、電力料金を削減した。
	学校支援地域組織事業の拡大実施	学校サポートコーディネータを配置し、地域全体での教育の向上を図った。
	火葬費等助成金事業の廃止	事務事業評価の結果により、火葬費・霊柩車助成を廃止とした。
	市民ボランティアとの協働による福東グランドの便所清掃	利用団体から、便所清掃を定期的実施する旨の申入れがあり、協力を依頼
25年度	市公共施設の電力契約の変更	市公共施設(11施設)の電力契約について指名競争入札とし、電気使用料金の削減を図った。
	出生記念樹配布事業の廃止	利用者の減少及び新たな出生記念事業創設のため、廃止した。
	ファミリーサポートセンターの設置	地域の子育て支援及び児童の福祉の向上を図るため、ファミリーサポートセンターを設置した。
	燃やせるごみの「おむつ専用袋」の廃止	使用済みの紙おむつについて、レジ袋等の中身が見える袋による無料収集を可能とし、従来の「おむつ専用袋」を廃止した。
	すみれ保育園の民営化	施設の老朽化や、サービス拡充に資するため、すみれ保育園を民営化した。
継続実施	組織改正	簡素で機能的な組織編成を目指して、組織改正を実施した。
	職員数の削減	第5次行政改革大綱において、職員数 370 人以内の目標を設定し、平成 26 年4月に職員数 370 人とした。
	市税等収納率向上対策	都や他市との連携や、高額滞納対策等を強化することにより収納率の向上が図られた。
	適正な給与改定及び手当の廃止等	人事院及び東京都人事委員会勧告に準じマイナス給与改定、住居手当支給要件の見直し等を実施した。



## 指定管理者制度導入施設

No.	施設名	導入年月日
1	福生市営福生駅西口駐車場	平成 18 年 4 月 1 日
2	福生市福祉センター	平成 18 年 4 月 1 日
3	福生市田園児童館	平成 19 年 4 月 1 日
4	福生市武蔵野台児童館	平成 19 年 4 月 1 日
5	福生市熊川児童館	平成 19 年 4 月 1 日
6	福生市田園会館	平成 19 年 4 月 1 日
7	熊川地域体育館	平成 21 年 4 月 1 日
8	福生地域体育館	平成 21 年 4 月 1 日
9	福生市民会館	平成 21 年 4 月 1 日
10	福生駅西口自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
11	福生駅東口地下自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
12	牛浜駅東口自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
13	牛浜駅西口自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
14	拝島駅北口自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
15	拝島駅南口臨時自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
16	熊川駅東自転車駐車場	平成 21 年 4 月 1 日
17	福生市営プール	平成 25 年 7 月 1 日

## 第3章 推進期間

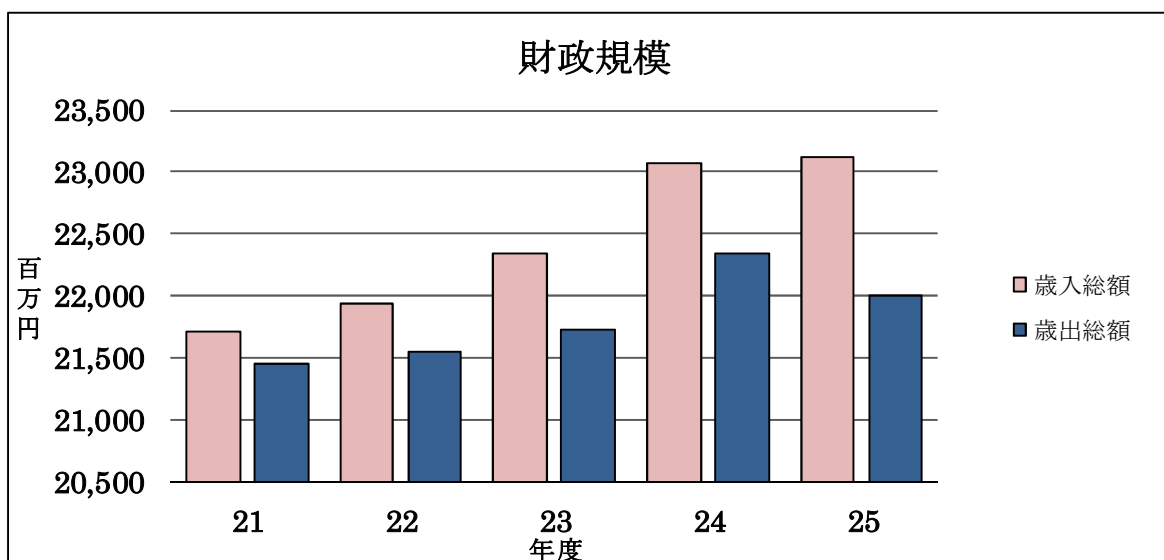
本大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。これは、基本構想に基づく「総合計画（第4期）修正後期基本計画」の期間と一致しています。

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画					修正後期基本計画				
行革大綱	第4次	第5次行政改革大綱				第6次行政改革大綱				

## 第4章 福生市の財政

今後の変化に適確に対応し、基礎的自治体としての役割を担っていくためには、これまで以上に自立した行財政運営が求められることから、行政改革を継続して推進し財政基盤を強固なものにしなければなりません。そのためには、福生市の財政状況を理解することが必要です。ここでは過去5年間の財政状況を把握するために必要な各数値を示します。なお、この資料の数値は総務省の決算統計における普通会計ベースでの数値を使用しています。

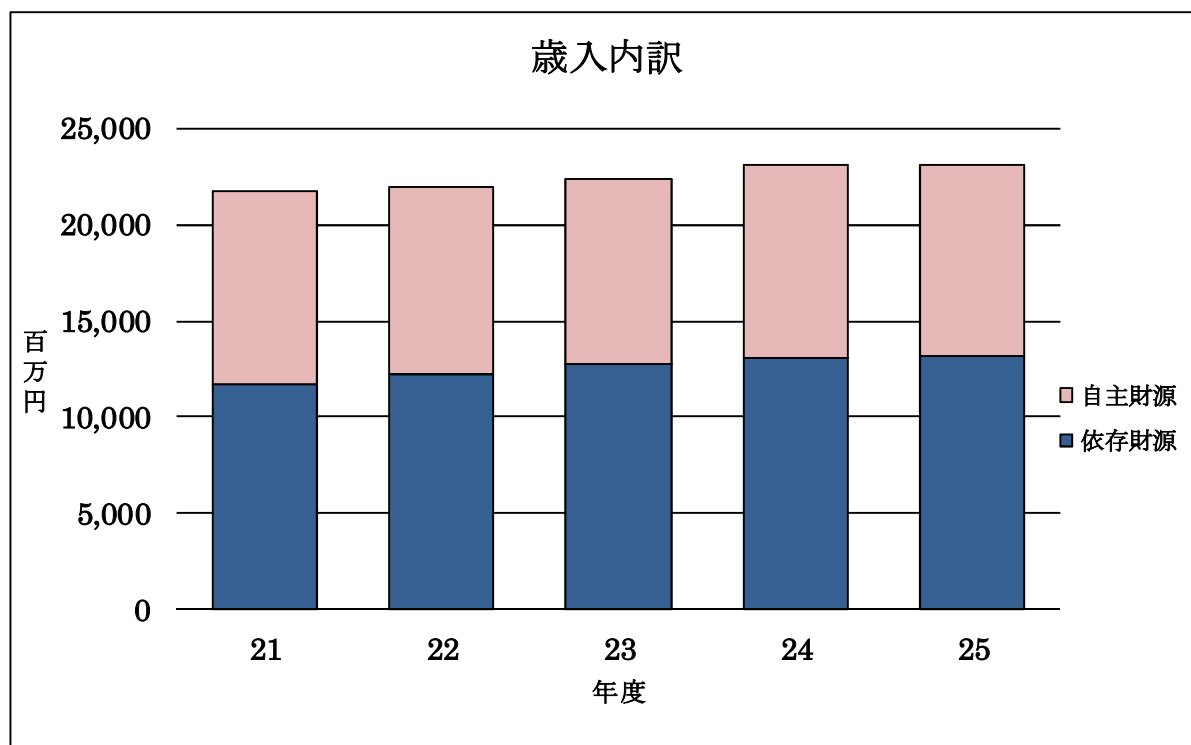
- 普通会計とは、全地方公共団体の財政を比較できるように統一した基準で作成した会計です。
- 平成26年度数値（財政力指数を除く）は決算統計数値が未確定のため、参考数値として当初予算額を示しています。



(単位：百万円)

年度	21	22	23	24	25	26(当初予算)
歳入総額	21,713	21,940	22,349	23,080	23,123	22,090
歳出総額	21,453	21,554	21,730	22,340	22,010	22,090

## 1. 歳入



(単位：百万円)

年度		21	22	23	24	25	26(当初予算)
自主財源	地方税	8,281	8,100	7,915	7,878	7,940	7,931
	その他	1,684	1,633	1,636	2,145	2,046	1,347
	計	9,965	9,733	9,551	10,023	9,986	9,278
依存財源	地方交付税	2,363	2,828	2,941	2,831	2,637	2,562
	基地交付金	1,450	1,457	1,458	1,449	1,630	1,630
	国庫支出金	4,040	3,512	3,834	3,852	4,066	4,089
	都支出金	2,731	3,114	3,144	3,328	3,366	3,064
	地方債	170	306	480	722	500	400
	その他	994	990	941	875	938	1,067
	計	11,748	12,207	12,798	13,057	13,137	12,812
歳入総額		21,713	21,940	22,349	23,080	23,123	22,090

## (1) 自主財源比率

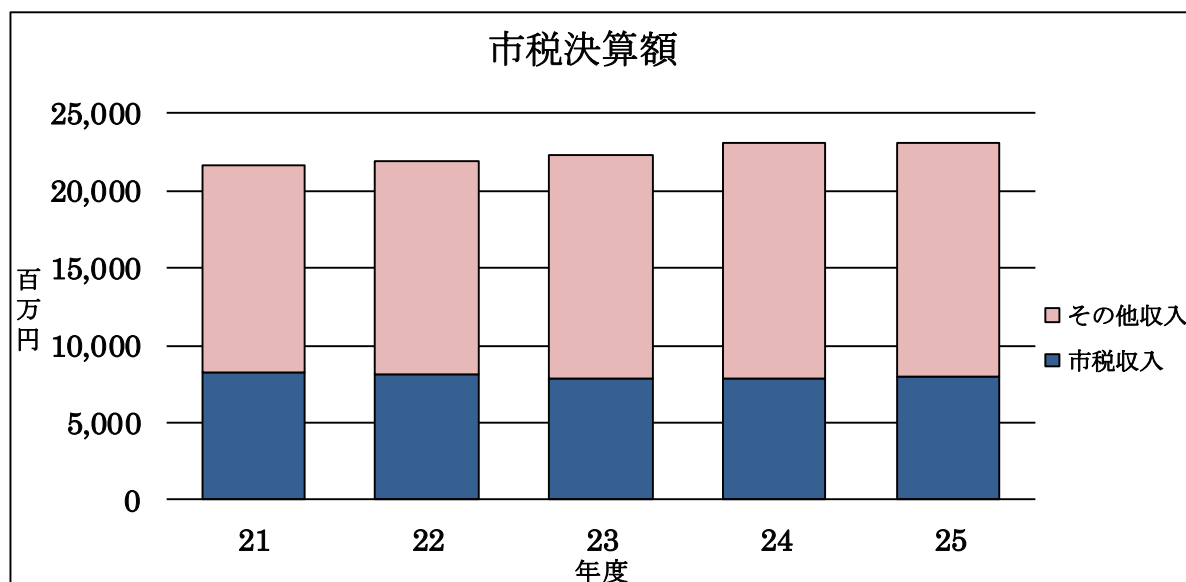
自主財源比率は、歳入総額に占める自主財源の比率です。地方自治体の財源には、自主財源と依存財源があり、自主財源とは自主的に収入できる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料、財産収入、諸収入などがあります。福生市は自主財源比率が低く、国や東京都の支出金などに依存している状況です。

(単位：%)

年 度	21	22	23	24	25	26(当初予算)
自主財源比率	45.9	44.4	42.7	43.4	43.2	42.0

## (2) 地方税（市税）

市税は市にとっての基本的な歳入です。また、自主財源である市税収入が豊かであれば、充実した市民サービスの提供と、様々な市民ニーズに応えていくことができます。しかし、福生市は市税収入が歳入総額の約 35%前後にとどまっている状況です。



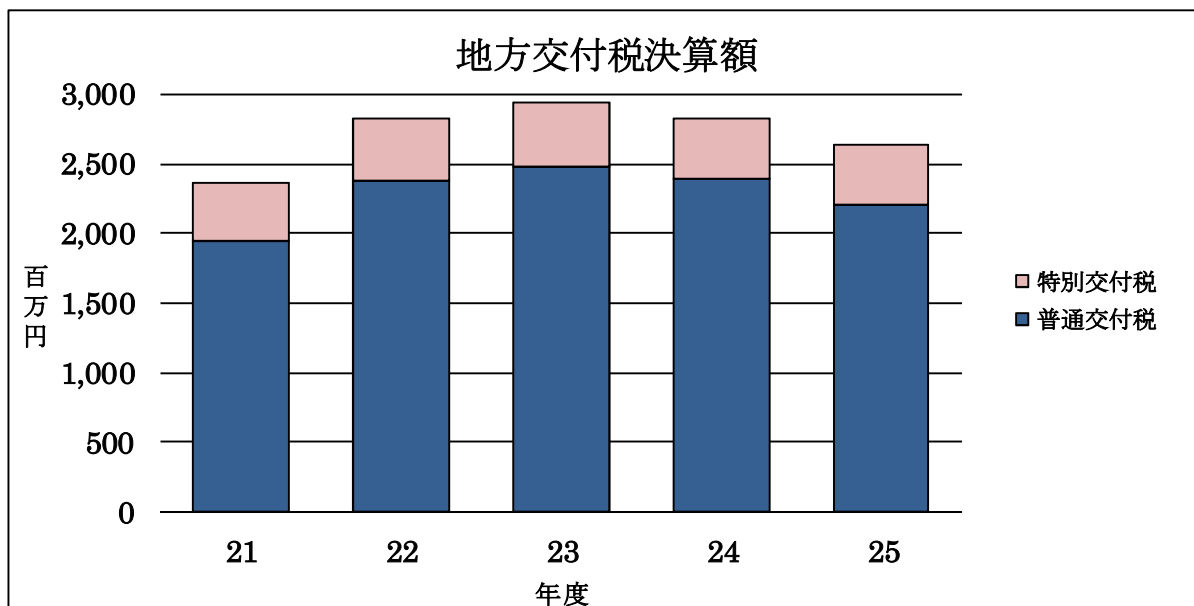
単位：百万円、％）

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
個人市民税	3,740	3,365	3,271	3,391	3,391	3,398
法人市民税	294	320	340	348	330	321
固定資産税	3,214	3,230	3,214	3,074	3,100	3,092
その他の税	1,033	1,185	1,090	1,065	1,119	1,120
計	8,281	8,100	7,915	7,878	7,940	7,931
歳入全体に占める割合	38.1	36.9	35.4	34.1	34.3	35.9

### (3) 地方交付税

地方交付税のうち普通交付税は、国から地方自治体の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定以上の水準の行政サービスを提供することができるように交付されるもので、交付される地方自治体と交付されない地方自治体があります。福生市は毎年、交付されており、不足する自主財源を交付税により補完している状況です。

特別交付税は、普通交付税で措置されない個別の需要や、地震や台風等の自然災害による被害などに対して交付され、毎年度4億円を超える交付を受けています。



(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
普通交付税	1,944	2,385	2,481	2,394	2,207	2,162
特別交付税	419	443	460	436	430	400
合計	2,363	2,828	2,941	2,830	2,637	2,562
歳入総額に占める割合	10.9	12.9	13.2	12.3	11.4	11.6

#### (4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 (基地交付金)

福生市は、行政面積の約1/3を横田基地に提供しているため、総務省や防衛省からの交付金及び補助金を受けています。そのうち、国有提供施設等所在市町村助成交付金等は、固定資産税に代わる財政補給金的な性格を有するもので、使途は制限されず一般財源として交付されます。

横田基地に係る国有提供施設等所在市町村助成交付金等 (基地交付金)

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
基地交付金	1,450	1,457	1,458	1,449	1,630	1,630
歳入全体に占める割合	6.7	6.6	6.5	6.3	7.0	7.4

#### (5) 国都支出金

国都支出金は、国や東京都から負担金、補助金、委託金などの名称で受けているもので、国庫支出金には、児童手当負担金や生活保護費負担金など、都支出金には市町村総合交付金などがあり、使途が特定されています。

国都支出金

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
国庫支出金	4,040	3,512	3,834	3,852	4,066	4,089
都支出金	2,731	3,114	3,143	3,328	3,366	3,064
歳入全体に占める割合	31.2	30.2	31.2	31.1	32.1	31.9

## (6) 地方債

地方債は、地方自治体が、国や金融機関などから借り入れする借金です。そのうち、公共施設等の建設で、施設を利用する将来の世代にも公平に経費を負担していただくように借入を行う建設地方債と、歳入の不足を補う赤字地方債があります。

地方債額

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
建設による地方債	170	26	80	122	100	0
財源不足による地方債	0	280	400	600	400	400
計	170	306	480	722	500	400
歳入全体に占める割合	0.8	1.4	2.1	3.1	2.2	1.8

## (7) 基金

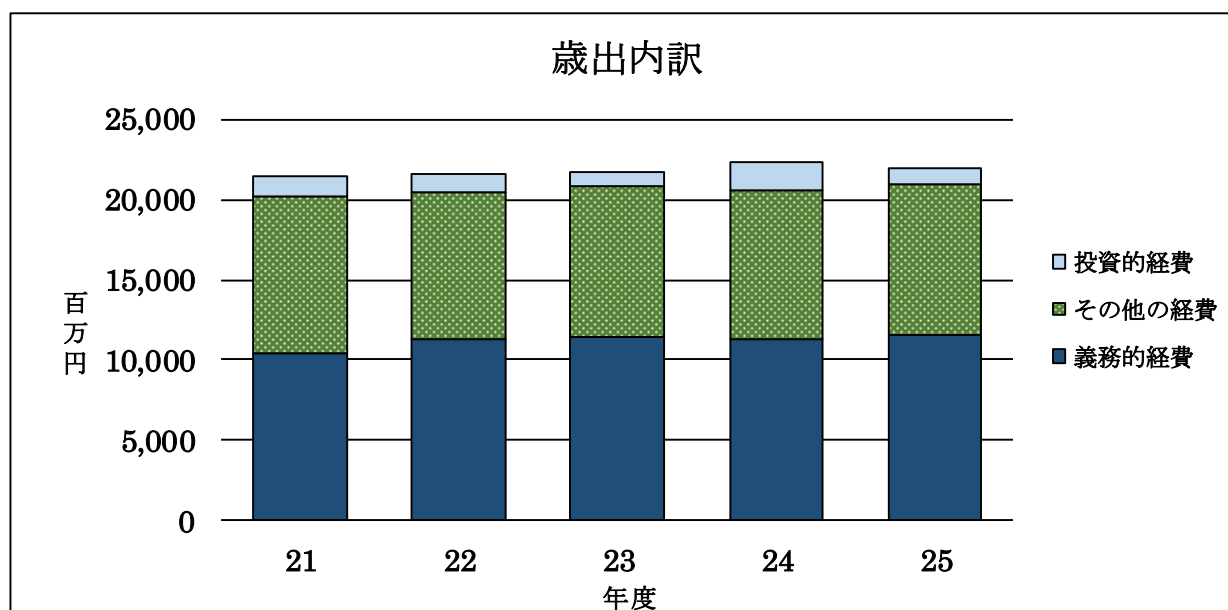
基金には、都市施設整備基金や学校施設等整備基金等のように各施設の建設や改修を目的とする基金、人材の育成及びふるさとと呼べるまちづくりの資金に充当するふるさと人づくりまちづくり基金など、目的を持って基金を積み立てておき、財源が必要となる場合に充当する基金や、税収の減などによる歳入不足や災害の発生等による不測の事態に備えて積み立てる財政調整基金などがあります。平成 25 年度末では全体で 13 の基金があり、基金積立現在高は 71 億 2 百万円となっています。

(単位：百万円)

基金名	都市施設整備基金	学校施設等整備基金	ふるさと人づくりまちづくり基金	財政調整基金	その他	合計
H25 年度末 現在高	1,261	1,752	427	1,943	1,719	7,102



## 2. 歳出



歳出内訳

(単位：百万円)

年度		21	22	23	24	25	26 (当初予算)
義務的経費	人件費	3,886	3,811	3,807	3,674	3,704	3,872
	扶助費	5,326	6,164	6,388	6,505	6,829	7,221
	公債費	1,267	1,275	1,222	1,137	1,091	1,020
	計	10,479	11,250	11,417	11,316	11,624	12,113
その他の経費	物件費	3,074	3,198	3,275	3,187	3,715	3,291
	補助費等	4,174	3,259	3,136	2,991	2,767	2,494
	繰出金	1,976	2,154	2,360	2,387	2,323	2,285
	その他	454	581	625	722	470	173
	計	9,678	9,192	9,396	9,287	9,275	8,243
投資的経費	普通建設	1,297	1,112	897	1,735	1,103	1,734
	災害復旧	0	0	20	2	8	0
歳出総額		21,453	21,554	21,730	22,340	22,010	22,090

## (1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

歳入の状況にかかわらず支出しなければならない人件費、扶助費、公債費が義務的経費です。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度高まるとされています。

### ■人件費と職員数

人件費は、議員や各委員会委員の報酬、正規職員の職員給や嘱託職員の報酬などです。

職員数の減やマイナス給与改定などにより人件費は減少傾向となっています。また、正規職員の人数が最も多かった平成11年4月の463人と比較し、平成26年4月には94人減の370人となっております。

人件費、人件費比率、正規職員数

(単位：百万円、%、人)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
人件費	3,886	3,811	3,807	3,674	3,704	3,872
人件費比率	18.1	17.7	17.5	16.4	16.8	17.5
正規職員数	388	381	375	379	377	370

※人件費比率・・・歳出総額に占める人件費の割合

※正規職員数・・・毎年度4月1日現在（派遣等を含む。）

### ■扶助費

福生市は市民一人当たり換算した場合の扶助費（生活保護費、児童福祉費など）は他市と比較すると高くなっています。扶助費のうち生活保護費については、景気低迷の影響などにより増加しています。

生活保護費

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
決算額	1,673	1,805	1,915	2,050	2,154	2,200
歳出総額に占める割合	7.8	8.4	8.8	9.2	9.8	10

## ■公債費

道路整備や各施設の建設経費を後年度の世代にも負担をしていただくため、また、歳入の不足額を補うために地方債の借入れをしています。公債費比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標の一つで、公債費の一般財源に占める割合で10%を超えないことが望ましいとされていますが、福生市ではその範囲内に納まっており健全な範囲での公債費となっています。

更に、平成19年度より地方公共団体の財政健全化指標に加えられた実質公債費比率は、一般会計の地方債の元利償還金に加え、特別会計や一部事務組合における借入金償還金の負担分を含めた比率です。

福生市は、実質公債比率が平成24年度は、1.5%、平成25年度は、0.5%で、収入に対する借入れの割合は少なく健全であると言えます。

公債費、公債費比率、実質公債費比率

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26(当初予算)
公債費	1,267	1,275	1,222	1,137	1,091	1,020
公債費比率	5.6	5.1	4.5	3.6	2.7	2.0
実質公債費比率	3.0	2.5	2.4	1.5	0.5	—

## (2) その他経費（物件費、補助費等、繰出金等）

物件費や維持補修費といった消費的な経費と、公営企業等に対する補助費や繰出金などの経費です。

## ■物件費

各事務事業や市民会館などの指定管理者への委託費用、また、電算システム経費、消耗品、備品購入などの事務経費が主なものです。

物件費、物件費比率

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26(当初予算)
物件費	3,074	3,198	3,275	3,187	3,175	3,291
物件費比率	14.3	14.8	15.1	14.3	14.4	14.9

## ■補助費等

補助費等には補助金と負担金があります。そのうち補助金は商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、町会・自治会などの人件費や活動費への補助金と、私立幼稚園保育料、市民契約保養施設利用者宿泊助成金など個人へ負担軽減を図る補助金があります。

また、負担金のうち主なものは、市町村が共同して事務事業を処理するために設置した地方公共団体である一部事務組合に対する負担金があります。主な一部事務組合には、西多摩衛生組合、福生病院組合、瑞穂斎場組合、東京たま広域資源循環組合などがあります。

補助費等、補助費等比率

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
補助費等	4,174	3,259	3,136	2,991	2,767	2,494
補助費等比率	19.5	15.1	14.4	13.4	12.6	11.3

## ■繰出金

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計への支出で、一般会計が負担しなければならない経費と、特別会計の赤字補てんのために支出する経費とがあります。各特別会計は赤字補てんを受けないように事業運営を行うことが望まれます。

繰出金、繰出金比率

(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
繰出金	1,976	2,154	2,360	2,387	2,323	2,285
繰出金比率	9.2	10.0	10.9	10.7	10.6	10.3

### (3) 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

投資的経費とは、道路、学校、公共施設の建設や用地購入など、社会資本の形成に資する経費です。

## ■普通建設事業費

道路や公園、また学校や公共施設の建設や改良工事などに要する経費です。各施設は建設から相当の年数が経過し、老朽化しており、今後、施設の延命化を行うため多額の経費を要することが見込まれます。

## ■災害復旧事業費

降雨、暴風、洪水、津波、地震などの自然災害により被災した公共施設を原形に復旧するために生じる経費です。

投資的経費、投資的経費比率

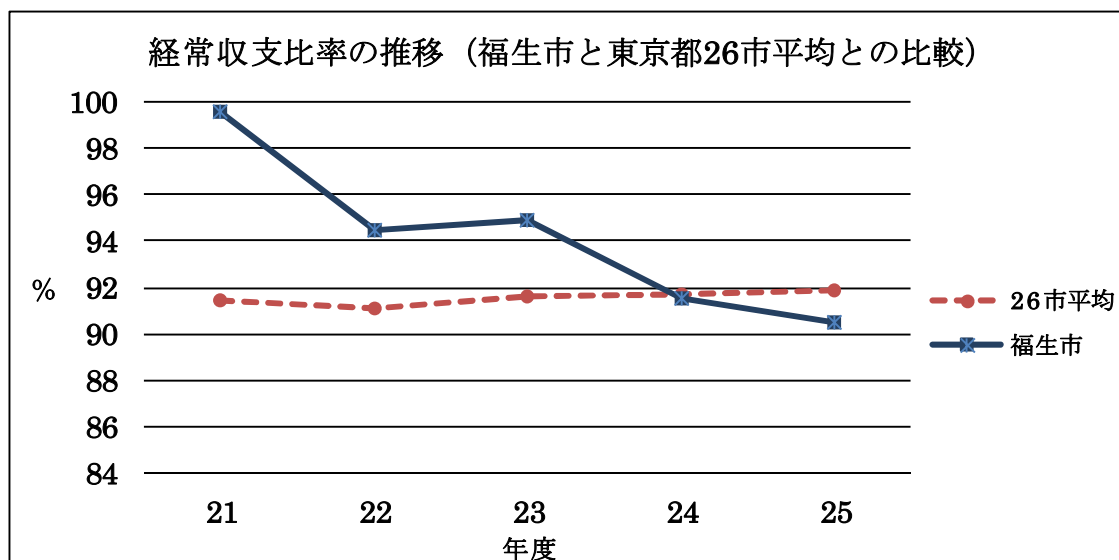
(単位：百万円、%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
普通建設	1,297	1,112	897	1,735	1,103	1,374
災害復旧	0	0	20	2	8	0
投資的経費比率	6.0	5.2	4.2	7.8	5.0	6.2

## 3. 財政指数

### (1) 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費、扶助費など毎年経常的に支出される経費（経常的経費）を、市税など毎年度経常的に収入される歳入（経常一般財源）でどれくらいまかなえているかを示す比率です。80%以上は財政の弾力性が低くなることを示しています。

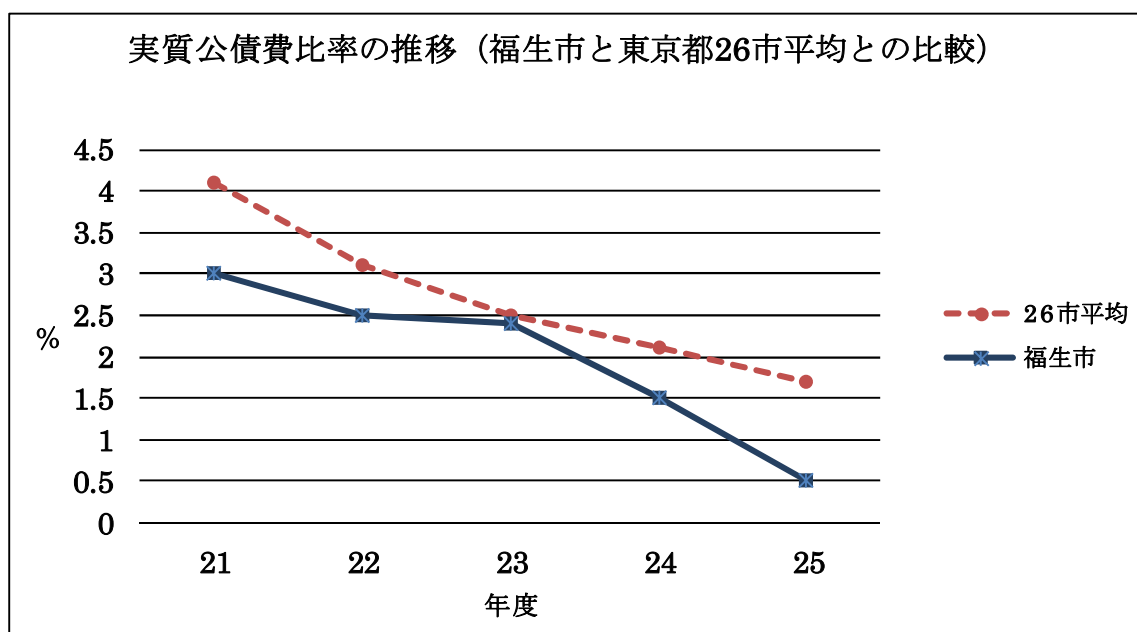


年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
福生市	99.6	94.5	94.9	91.5	90.5	96.6
26市平均	91.4	91.1	91.6	91.7	91.9	—

## (2) 実質公債費比率

元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた、実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合をいいます。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です

この比率の3年度へいせい平均が18%以上になると、地方債の発行に東京都知事の許可が必要となります。

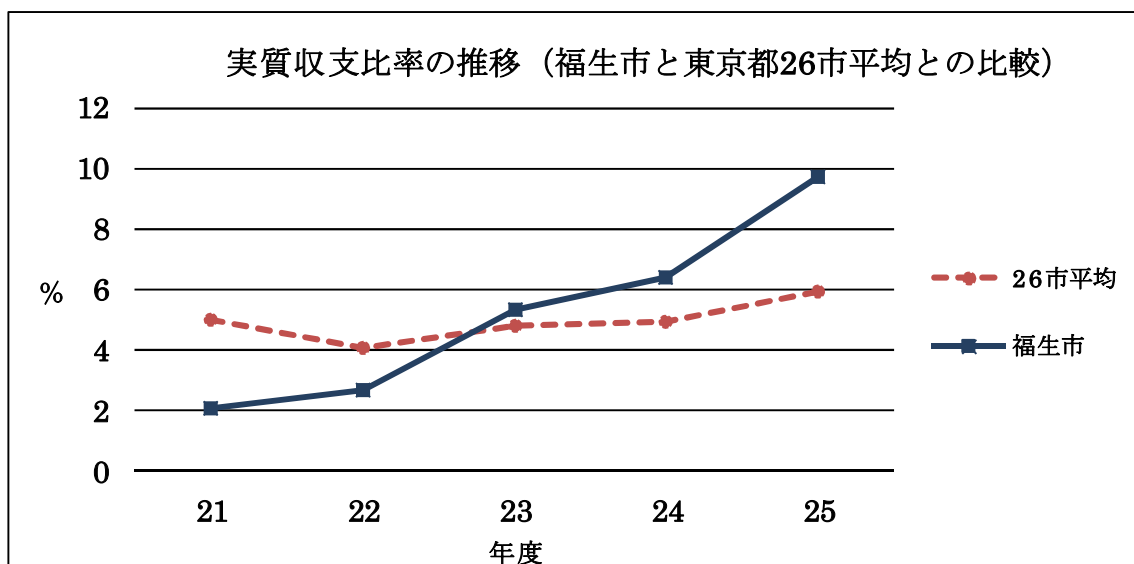


(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
福生市	3.0	2.5	2.4	1.5	0.5	—
26市平均	4.1	3.1	2.5	2.1	1.7	—

### (3) 実質収支比率

実質収支比率は、形式収支（歳入歳出差引額）から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額の標準財政規模に対する割合です。実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表されます。おおむね3～5%が望ましいと言われていています。



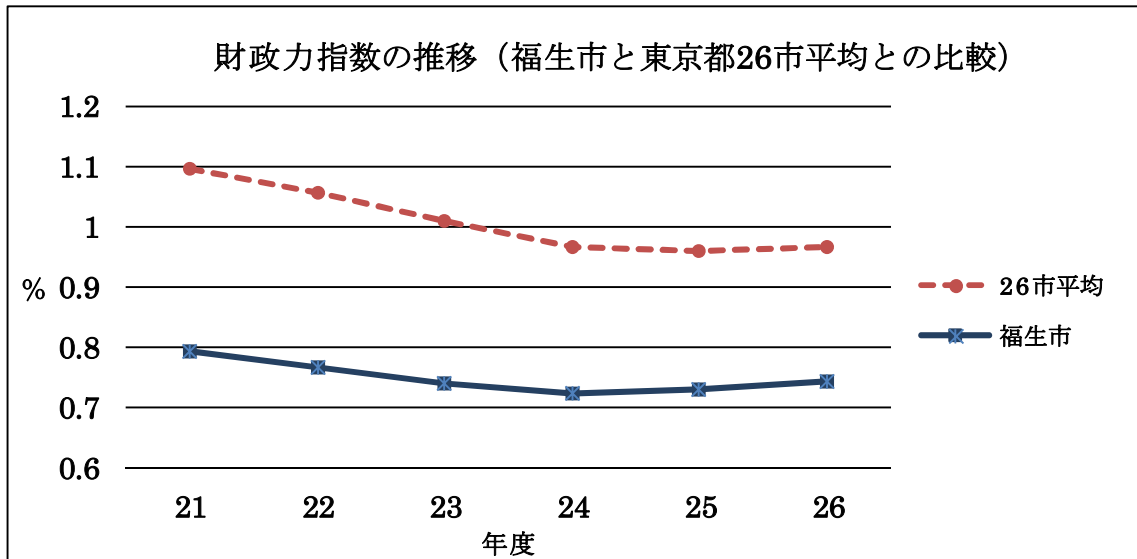
(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	26 (当初予算)
福生市	2.1	2.7	5.3	6.4	9.7	—
26市平均	5.0	4.1	4.8	4.9	5.9	—

### (4) 財政力指数

財政力指数は、地方自治体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が1を超える場合は、財政力が十分あるとして普通交付税は不交付となります。福生市は、毎年普通交付税が交付されており、財政力の弱い自治体であることがわかります。



（単位：％）

年度	21	22	23	24	25	26
福生市	0.792	0.765	0.741	0.723	0.729	0.744
26市平均	1.096	1.055	1.009	0.968	0.960	0.965



## 第5章 第6次行政改革大綱の理念と目標

### 1. 第6次行政改革大綱の基本理念について

昭和62年の第1次行政改革大綱の策定以来、25年以上の期間にわたり、福生市は行政改革を推進してきました。

この間、バブル経済の崩壊<sup>※</sup>、インターネットの普及による情報化社会の到来、少子高齢化の進展、地方分権の推進、リーマンショック<sup>※</sup>等による世界的経済不況、東日本大震災<sup>※</sup>の発生などにより社会構造が大きく変化し、市民ニーズの多様化も進展していきました。

また、行政だけでなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手となる「新しい公共<sup>※</sup>」という考え方も生まれ、行政を取り巻く環境は常に変化し続けてきました。

本大綱の推進期間である次の5年間についても、行政にとって、これまで以上の社会変化が訪れることが予想されます。

団塊の世代<sup>※</sup>が高齢者となり、平成37年には75歳を超え、高齢化がピークに達します。世界的にも例をみない超高齢社会にどう対応していくか。これは行政に与えられた最大の使命と言えます。また、少子化に伴う人口減少の流れはとどまることなく進んでおり、今後30年を待たずして、大半の自治体において人口が2割減少するという推計があるほどです。

この問題は福生市も例外ではなく、東京都内でもいち早く人口が減少した市のひとつということもあり、現在、積極的に定住化対策に取り組んでいるところです。

また、公共施設の老朽化問題も待ったなしの状況であり、速やかに適切な対応をしていかなければなりません。その他にも、新公会計制度の導入、子育て支援対策、防災対策など、取り組むべき課題が山積しています。

これらの様々な変化に対して市としてどのような対策を講じていくか、それが今後のまちづくりを大きく左右します。

そこで、福生市では、第6次行政改革の基本理念として「**変化に対応できる行財政運営**」を掲げるとともに、3つの基本方針「**行政課題に的確に対応**」「**健全かつ持続可能な財政の維持**」「**多様な担い手との連携**」を定め、各推進分野を着実に推進し社会状況や時代の変化に適切に対応していきます。

基本理念

**変化に対応できる行財政運営**

推進分野

健全な財政  
運営の維持

行政課題に  
的確に対応でき  
る体制の構築

人材育成の  
推進

基本方針

行政課題に的確に対応  
健全かつ持続可能な財政の維持  
多様な担い手との連携

効果・効率的  
な事務事業  
の実施

多様な担い手  
との連携強化

## 2. 目標数値

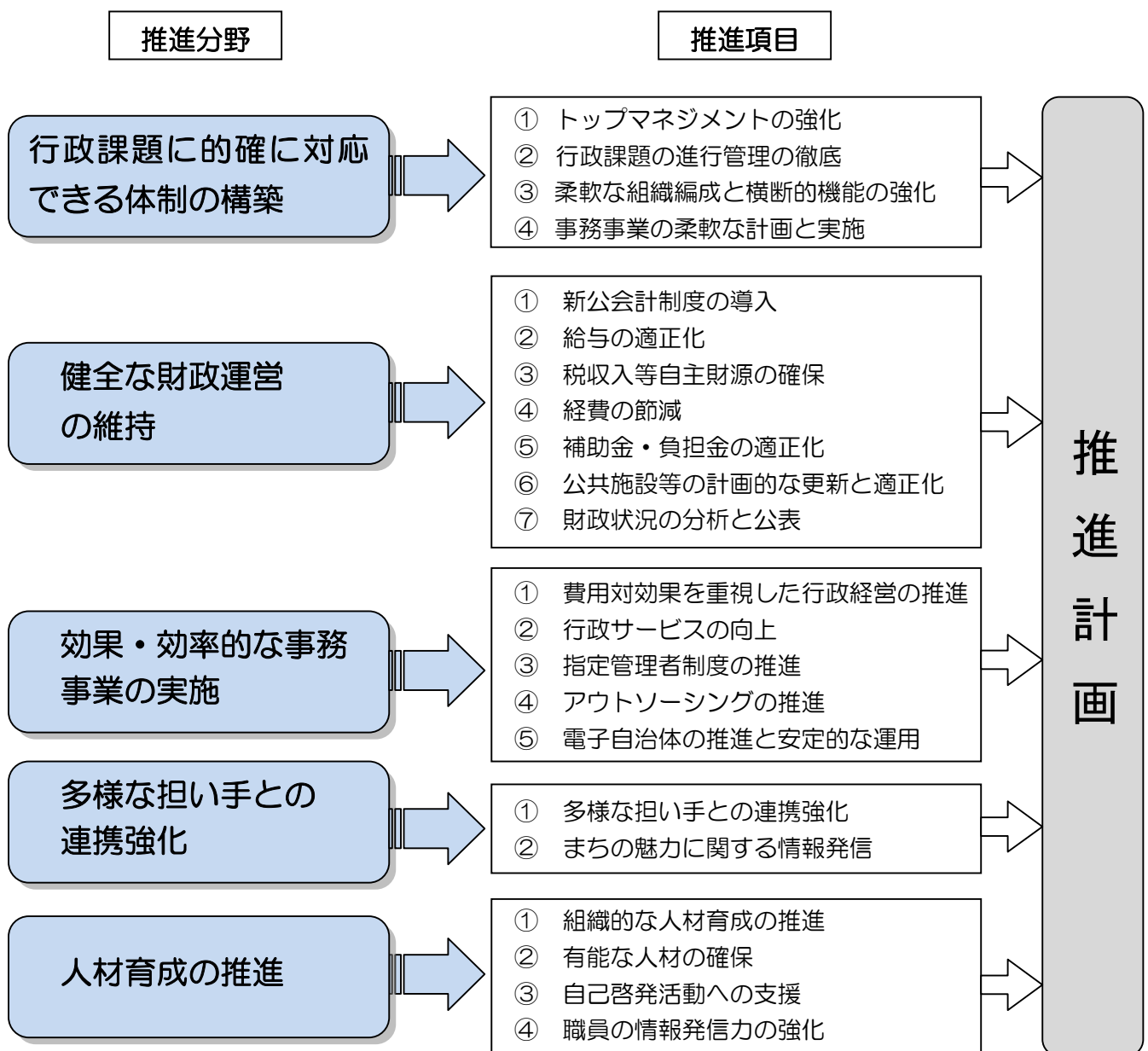
第6次行政改革の推進における達成の指標として、5年間の目標数値を次のとおり定めます。

- 総職員数 540人 以内(正規職員、再任用職員、嘱託職員の合計)
- 人件費 37億 2,000万円 以内
- 経常収支比率 都内26市平均 以下

## 第6章 推進分野と推進項目

第6次行政改革大綱では、5つの「推進分野」を設定し、それぞれに「推進項目」を設け、行政改革を体系的に整理して推進します。さらに推進項目の下には、「推進計画」を策定し、進行管理を行います。

ここでは、「推進分野」及び「推進項目」について説明します。



## 1 行政課題に的確に対応できる体制の構築

社会状況や時代の変化により、今後も多くの行政課題が発生することが予想されます。これらの行政課題は、スピーディーに対応する必要がある場合もあれば、慎重に時間をかけて対応しなければならない場合もあります。

様々な場面に的確に対応するため、トップマネジメントをさらに強化し、組織体制や事務事業について、常に見直しを行います。

### ■トップマネジメントの強化

社会経済状況や市民ニーズの変化に合わせ、迅速かつ的確な行政経営を進めていくためには、トップの決断とリーダーシップの発揮が必要です。トップが判断するために必要な情報の集中化を徹底します。

また、トップの行政経営理念と各部の経営方針に整合性があり、かつ、迅速な意思疎通がとれることが必要であることから、理事者との情報共有の強化を進めていきます。

### ■行政課題の進行管理の徹底

市民のニーズにあった施策を設定し、行政評価システムに基づくマネジメントサイクル<sup>※</sup>を有効に活用して事務事業を進行管理します。また、総合計画進行管理要綱に基づく重点事務事業について、各事務事業の取組状況や達成度について評価し、今後の課題や方向性を検討し、変化する時代に対応した行政運営を進めていきます。

### ■柔軟な組織編成と横断的機能の強化

市民ニーズの変化や行政課題に対応するため、部局課室の編成を柔軟に行います。

また、組織を越えた行政課題に迅速に対応するため、調整会議や政策課題別チームなどの活用を推進していきます。

### ■事務事業の柔軟な計画と実施

新公会計制度の導入により、フルコスト計算に基づく事務事業の評価が可能となります。これを活用し、実施計画の策定や事務事業評価の方法について見直しを行います。

## 2 健全な財政運営の維持

福生市では、これまでも財政運営の健全化を図り、一定の成果をあげてきました。今後も経費の節減、自主財源の確保に努め、人件費や補助金等の適正化をさらに推進します。

また、第6次行政改革大綱の推進期間中には「新公会計制度」の導入が予定されているため、これを活用することも重要になります。さらに、「公共施設等総合管理計画」の策定も予定しており、今後の財政運営の手法は大きく変化するものと考えられます。

これらに的確に対応し、財政における健全性の維持に努めて行きます。

### ■新公会計制度の導入

新公会計制度のもとでは、本格的な複式簿記・発生主義の導入により、ストック情報や減価償却による現金支出を伴わない費用等も明示されるため、事業ごとにフルコストが把握される等、よりの確な財務マネジメントが可能となります。

この制度を事業評価に活かすことは、これからの行政改革において欠かせない要素になるものと考えられます。

### ■給与の適正化

市民の納得が得られる給与制度を構築すべく、人事考課制度<sup>※</sup>を導入し職員の能力、業績に応じて給与額を決定するなど、これまでも給与水準の適正化を図ってきました。福生市の給与制度は東京都の制度を準用して、東京都人事委員会勧告<sup>※</sup>を尊重しつつ、本市の状況も考慮して引き続き適正化に努めます。

また、職員数・給与等の人事行政の運用状況を広報等で公表し、市民によりわかりやすい給与状況公表の工夫を講じていきます。

その他、非常勤職員等の報酬や委員報酬等についても定数の見直しも含め検討します。

### ■税収入等自主財源の確保

市税等の収納率は、収納対策の強化や納税方法の拡大などの結果、大きく改善してきています。しかしながら、自主財源比率は依然低い状況であり、今後も自主財源の確保は重要な課題です。市民の納税意識高揚への啓発、税負担の公平性の確保に継続して取り組むとともに、納税方法について更なる検討を行っていきます。また、受益者負担の原則<sup>※</sup>に基づき、使用料及び手数料の適正化について検証、見直しを行います。

また、税外収入についても各課の主体的な取組みを促し、自主財源の確保に努めます。

## ■経費の節減

経費の節減は、各事業部門の創意工夫により、実行可能な対策については迅速に講じていく必要があります。

自らの財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の徹底した見直しに取り組みます。また、真に必要な事業に財源を重点的に配分するなど、主体的に財政運営の改善に努めます。

また、経常的な経費の節減はこれまでも進めてきたところですが、財政状況に対する危機意識、改善の余地があるという認識を職員全員が共有し、柔軟な発想のもと、経費の更なる節減に取り組むことを重点的な目標に掲げ、推進します。

## ■補助金・負担金の適正化

補助金・負担金を伴う事業については、既存の事業であっても合理性や必要性を勘案し、常に見直しを図ります。

市民活動団体等に対する補助金等については、必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて事務事業評価等を活用しながら客観的に検証し、補助率の見直し、メニューの統合化など、適正化を図ります。

また、財政援助出資団体<sup>※</sup>については、団体との関係を再度検証した上で、運営の適正化・活性化に向けた主体的な取組みを促し、市の出資団体に対する関与を縮小して自立性を高めることで、負担金の適正化を図ります。

## ■公共施設等の計画的な更新と適正化

公共施設の老朽化は全国的な問題です。福生市でも「固定資産台帳<sup>※</sup>」を整備したうえで、「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の計画的な更新等について方針を定め、社会インフラを含めた公共施設の適正化を図ります。

## ■財政状況の分析と公表

市民に対し財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要です。

新公会計制度の導入により、財政状況をより正確に分析できるようになるだけでなく、財務諸表<sup>※</sup>を公開することで、より市民に開かれた、信頼される財政運営が可能になります。

### 3 効果・効率的な事務事業の実施

新たな行政課題に対応していくためには、既存の事業を常に見直し、さらなる市民サービスの向上に努めなければなりません。

そのため、効果・効率的な事務事業の実施に努め、限りある財源を有効に活用します。

#### ■費用対効果を重視した行政経営の推進

限りある財源を有効に活用し、新たな行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応するためには、既存の事務事業を常に見直す必要があります。

事務事業の実施にあたっては、行政マネジメントサイクルに従い、「実施計画→事務事業の実施、進行管理→事務事業評価→改善」という体系のもとに、職員が常にコスト意識を持ち、事業の費用対効果<sup>※</sup>を検証して事務事業を実施します。

事業の目的や対象等が重複・類似している事業については、事業間で連携を図り、事業効果を高めます。また、事業効果が低下している事業については再編・整理・統合を検討します。

#### ■行政サービスの向上

事務事業評価等を活用し、現在提供している市民サービスを再点検し、サービス内容の向上を図ります。

全ての市民が同様のサービスを受けられるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の視点でのサービス提供や、窓口のワンストップサービス<sup>※</sup>、時間外開庁の実施などの利便性の向上に引き続き努めます。

また、広域的に連携することが市民にとって有益であると判断できるものについては、近隣自治体や関係機関との連携も研究し検討します。

#### ■指定管理者制度の導入

これまで、市民会館や地域体育館などの公共施設において指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウやアイデアを活用して、市民サービスの向上とコストの節減に努めてきました。

今後も、市内のすべての公共施設について、指定管理者制度の活用を検討していきます。

#### ■アウトソーシング<sup>※</sup>の推進

事務事業について、「市が関わるべきか」という原点に立ち返り、行政の役割を明確化

し、行政が実施する領域については、民間活力の導入方針に基づき、効果的、効率的な実施方法の一つとして、民間委託等を行ってきました。今後も民間事業者等のノウハウを活かし、サービス水準の向上とコストの縮減のために、アウトソーシングの推進を図ります。

#### ■電子自治体の推進と安定的な運用

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、会議等の電子化、行政手続のオンライン化や電子入札、共同アウトソーシングの推進等について引き続き取り組みます。

また、新たな法制度に柔軟に対応し、サービスの向上を図るため、業務に最適化した効率の良い情報システムに計画的に更新し、かつ、安定的な運用を図ります。

## 4 多様な担い手との連携強化

福生市には、多くの「市民の力」が潜在しています。まちづくりへの参画や自主的な活動等をさらに広げて頂けるよう、積極的にバックアップして行きます。また、市民だけではなく、まちづくりの担い手であるNPOや企業等との連携も深めます。

#### ■多様な担い手との連携強化

これまでも、市民との協働を通して、潜在する市民の力を引き出し、まちづくりを推進してきました。今後は、市民だけでなく、企業やNPO等の団体と行政の連携、また事業者間の連携も促し、新しいまちづくりの形を検討します。

パブリックコメント<sup>※</sup>等、市民の声を反映する仕組みについて引き続き実施するとともに、更なる強化に努めます。

また、団塊の世代をはじめとする高齢者の方々の豊かな知識や経験を活かし、地域の活性化や福祉活動等に積極的に参画していただける仕組みづくりを検討します。

#### ■まちの魅力に関する情報発信

市の地域資源（まちの魅力）に関する情報を市内外へ積極的に発信し、より多くの方に福生市を知っていただくことに努めていきます。このことにより市民の福生市への愛着や誇りを喚起し、まちの活性化における取組みへの参加意欲の向上が図られ、観光ボランティアの養成等を通じて、まちの魅力の発信が多角的になることが期待できます。



また、インターネットや各種情報機器、動画配信等を最大限に活用しながら、新たな情報発信ツールへの取組みを検討します。

## 5 人材育成の推進

行政改革を推進する上で人材の確保とその育成は欠かせませんが、平成 25 年度から始まった職員の大量退職に伴う後継職員の人材育成が急務の課題となっています。

有能な人材を確保するとともに、若手・中堅職員の育成等、これまで以上に効果的な人材育成の推進に取り組みます。

### ■組織的な人材育成の推進

管理監督者（管理職＝部課長、監督職＝課長補佐、係長、主査）は、人材育成の責任者として組織的に職員を育成する風土をつくり、職場内研修（OJT）<sup>※</sup>の推進や次世代を担う若手・中堅職員の育成に努めます。

### ■有能な人材の確保

職員の大量退職による急速な世代交代が行われても、市民に安定した行政サービスを提供できるよう、有能な人材の確保に努めます。

また、今後の行政ニーズの変化に対応するため、専門的な資格を持つ人材や職種についても検討し、計画的な採用に努めます。

### ■自己啓発活動への支援

行政ニーズの多様化や職員の大量退職に伴う専門的な技術の継承という課題に対応するため、職員の自発的、積極的自己啓発を支援する仕組みの導入を検討します。

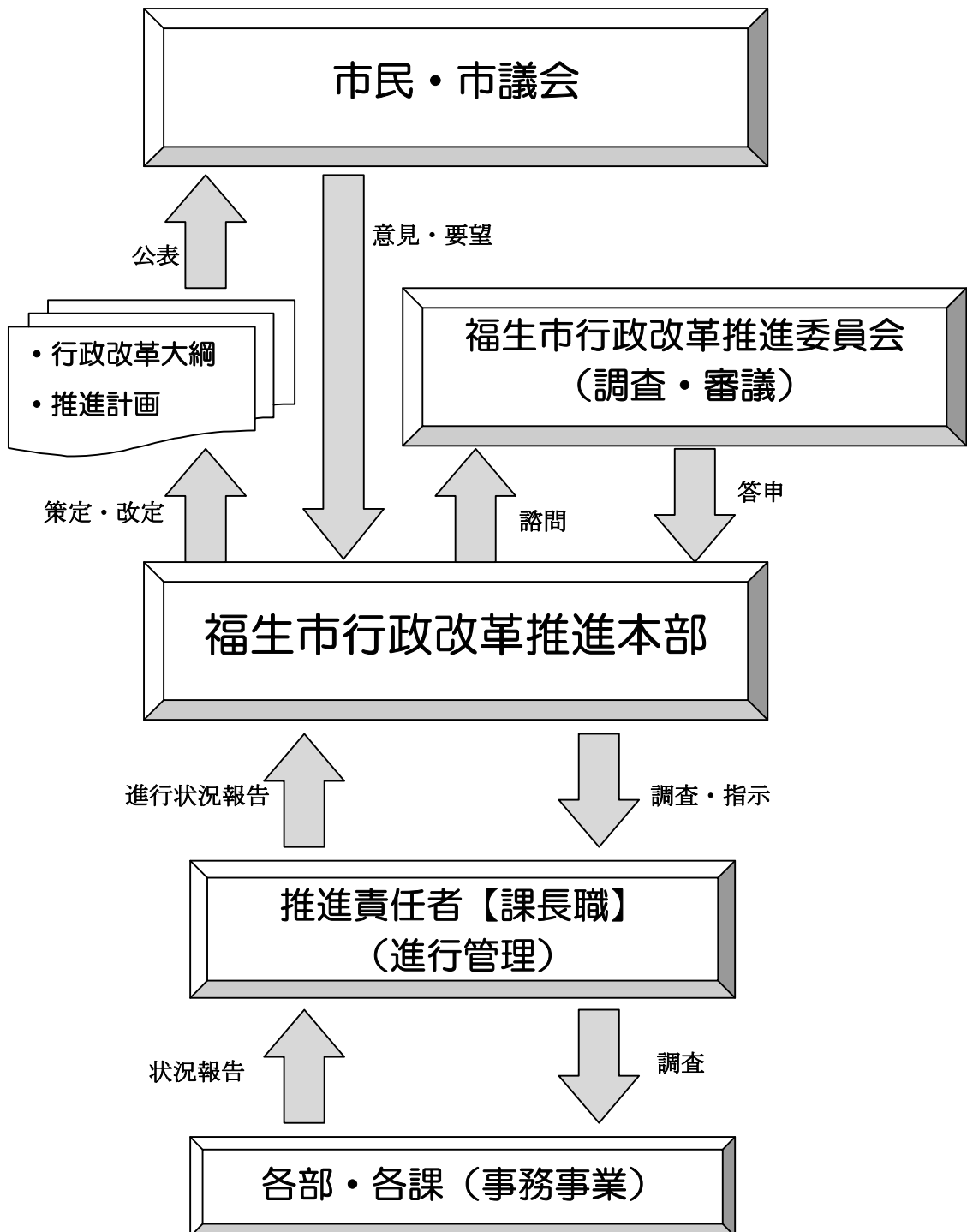
### ■職員の情報発信力の強化

福生市の最大の課題である「定住化対策」を推進していくには、職員が市の魅力を発信する力を身に付けることが肝要です。研修等を通じて、魅力あるホームページやプレスリリース<sup>※</sup>の作成手法を学ぶことにより、職員一人ひとりが情報発信に対する意識を高く持ち、積極的に取り組んでいく必要があります。

## 第7章 大綱の推進について

### 1 推進体制

本大綱及び推進計画は、市長を本部長とする「福生市行政改革推進本部」が進行管理を担い、全職員が一丸となって推進します。



## 2. 推進計画

改革の重点項目を着実に推進して目標を達成するために、推進項目の年次計画、比較対象となる起点（平成 27 年度の具体的な数値）、具体的な目標などを提示した推進計画を作成します。

なお、今後の変化において、推進計画策定時の意義・意図・方向・目標等が変ぼうすることなどが考えられますので、修正や変更、場合によっては追加や廃止等も視野に入れて推進計画を見直していきます。

推進計画は、行政改革推進委員会へ報告し、ご意見等を頂きながら着実な推進を図ると同時に、推進計画の進捗状況は、毎年ホームページ等で公表します。

## 第8章 資料

### 1. 用語の解説

#### あ行

##### ◆アウトソーシング【P30,31】

アウト(外部)とソーシング(資源化)の合成語で、行政組織の機能や業務等を委託するなどにより、専門的な知識を有する人材、サービスを外部から調達すること。

##### ◆新しい公共【P24】

個人の価値観が多様化する社会の中で、一元化された行政では、多様化する社会ニーズに対応することが難しくなったことにより、これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」ではなく、市民、事業者、行政等の協働による「公共」を実現していくという考え方が生まれた。

##### ◆OJT(On-the-Job Training)【P32】

職場内で上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際に仕事をしてみせるなどして、意図的・計画的・継続的に指導し、業務上の知識や技術を習得させる訓練手法

#### か行

##### ◆関東平野空軍施設整理統合計画(KPCP)【P3】

関東平野地域における米空軍基地を削減し、その大部分を横田基地に統合するとともに、6箇所の基地を日本側に返還するという計画。昭和48年1月に日米間で合意がなされた。

##### ◆行政評価【P4,27】

指標や目標を明確にし、施策や事務業務等の成果を評価すること。またはそのシステム。限られた財源やマンパワーで最大限の成果をあげるため、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)等の手法を用いることにより、施策や事務事業の改善を図ることが出来る。

##### ◆減価償却【P4,28】

長期間にわたって使用される建物や設備等(固定資産)を購入した際に発生する支出を、その資産が使用できる期間(耐用年数)に渡って費用として配分する手続き

##### ◆現金主義【P3】

現金収入がなければ収益として計上せず、現金支出がなければ費用として計上しないもの。発生主義と対比される概念

##### ◆公共施設等総合管理計画【P4,28,29】

平成26年4月、総務省が地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに計画の策定に取り組むよう要請をした。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することができる。

◆高度経済成長期【P3】

昭和 30 年頃から昭和 48 年までの約 20 年間のことで、日本の経済が爆発的に成長した期間。この期間、GNPの成長率は 10%を超えており、日本は世界第2位の経済大国となった。

◆国立社会保障・人口問題研究所【P3】

厚生労働省の試験研究機関のひとつ。平成 8 年 12 月に、特殊法人社会保障研究所との統合によって設立

◆固定資産台帳【P29】

土地、建物、備品等の固定資産を品目ごとに取得から売却処分まで管理するための帳簿

## さ行

◆財政援助出資団体【P29】

市が財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体

◆財務諸表【P29】

企業等が関係者に対し経営状況等を報告するために複式簿記に基づき作成する計算表。貸借対照表(B/S)・損益計算書(P/L)・キャッシュ・フロー計算書(C/S)等がある。

◆笹子トンネル天井板落下事故【P3】

平成 24 年 12 月 2 日、山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線にある「笹子トンネル」で天井のコンクリート板が約 130m の区間にわたって落下し、走行中の自動車が巻き込まれ、多数の死傷者が出た事故

◆指定管理者制度【P6,8,26,30】

公共施設等において、民間(企業、NPO等の法人)の能力を活用することにより、より効果・効率的な管理・運営を確保し、住民サービスの向上や経費の節減等を図る制度。地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)により確立した。

◆社会インフラ【P29】

社会インフラとは、主に広い意味での公共施設を指し、道路、上下水道、電気、ガス、医療、消防・警察、行政サービス等、多岐にわたる。「まちづくり総合活性化研究」では、福生市内の公共施設(主に体育館等の建築物)についての研究が行われた。

◆受益者負担の原則【P28】

特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求める考え方

◆新公会計制度【P4,24,26,27,28,29】

従来の官庁会計(単式簿記・現金主義会計)に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度

◆人事考課制度【P28】

職員の業務執行能力・性格・適正・将来性などの人的評価を行う制度

◆ストック情報【P4,28】

施設等における建物等に関する物理的な情報や利用状況・運営情報。「コスト情報」と対比される。

◆生産年齢人口【P3】

生産活動の中心となる15歳～65歳の人口。日本では1990年代をピークに減少している。

## た行

◆団塊の世代【P24】

第二次世界大戦の直後(1947～49年頃)に生まれた世代。「第1次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。

◆地方分権一括法【P6】

正式名は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。平成12年4月1日施行。地方分権を推進するために、「地方自治法」等の関係法律475件を改正した。

◆東京都人事委員会勧告【P7,28】

民主的で公正な施策を推進していくため、地方公務員法により、都道府県及び政令指定都市に置くことが義務付けられている第三者機関である人事委員会が、地方公務員と民間事業所との給与等の水準の均衡を図るために行う勧告

## は行

◆発生主義【P4,28】

一定期間の収益および費用を関連する経済価値の増加及び減少の事実に基づき計上する会計処理の原則。現金主義と対比される概念

◆パブリックコメント【P31】

行政による規制の設定または改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行うこと。

◆バブル経済の崩壊【P24】

不動産や株式等の時価資産が、実体経済の成長以上に膨れ上がった状態である「バブル経済」と呼ばれる好景気の状態が、平成2～3年頃(諸説ある)から急速に景気後退し経済不況をもたらした。

◆東日本大震災【P24】

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。この地震により、発生した津波等により、死者・行方不明者が1万8千人を超えるなど、極めて甚大な被害が出た。また、福島第一原子力発電所事故も誘発した。

◆費用対効果【P26,29,30】

かけた費用(投資した費用)に対し得られた効果。コストパフォーマンス

◆複式簿記【P4,28】

すべての取引を借方・貸方に分けて記入したのち、口座ごとに集計し転記する記帳法。貸借平均の原理により、資産の移動や損益の状態を正確に知ることができ、記帳の偽りや誤りも同時に確認できる。

◆フルコスト【P4,27,28】

コスト計算の考え方。直接経費(事業に係る経費、人件費等)の他に間接経費(公債費、減価償却費等)を含めて試算したコスト

◆プレスリリース【P32】

報道機関に対して、情報を提供すること。または発表すること。

## ま行

◆マネジメントサイクル(PDCAサイクル)【P27,30】

Plan(計画・目標設定)、Do(実施)、Check(評価・分析)、Action(改善)のサイクルで行政活動の維持向上をはかり事業を継続的に改善していくマネジメント手法

## や行

◆ユニバーサルデザイン【P30】

1990年に、アメリカのロン・メイスによって提唱された「年齢や能力、人生の状態に関わりなく、すべての人にとって美しく、できるだけ広い額域で利用しやすい製品、建築物や施設となるよう設計・デザインする」という考え方。

## ら行

◆リーマンショック【P24】

平成20年9月15日、アメリカの投資銀行であったリーマンブラザーズが、高リスクの住宅ローンで大規模な損失を出し事実上破綻した。この影響は全世界へと波及し、世界的な金融危機を誘引した。

## わ行

◆ワンストップサービス【P30】

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行なえる「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

## 2. 条例・規程

### 福生市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、福生市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、福生市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 市民の代表 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則（平成13年5月23日条例第24号）

この条例は、平成13年6月1日から施行する。



## 福生市行政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 福生市の行政改革の推進を図るため、福生市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。

3 本部員は、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市建設部長、教育次長及び参事をもって充てる。

4 本部長は、本部の事務を総理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長である副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(部会の設置)

第5条 本部長は、本部における行政改革大綱の策定に資するため、次の部会を置き、専門的事項に関する調査研究を分掌させることができる。

- (1) 第1部会
- (2) 第2部会

(部会の組織)

第6条 部会は、部会長、副部会長及び部員若干人をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、本部員のうちから本部長が指名する。

3 部員は、前項の部会長及び副部会長以外の本部員並びに課長及び係長の職にある者のうちから本部長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(関係職員の出席等)

第8条 本部長又は部会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部及び部会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部においては本部長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則（平成17年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日訓令第 4 号）  
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日訓令第 13 号）  
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日訓令第 3 号）  
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

福生市行政改革大綱（第6次）

発行日 平成27年 3月

発 行 福生市企画財政部企画調整課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511（代）

FAX 042-553-4451